

高知大学医学部学務委員会規則

平成16年4月1日
規則第209号

最終改正 令和5年5月24日規則第14号

(設置)

第1条 高知大学医学部（以下「医学部」という。）に、医学部学務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 医学部学生の進級及び卒業の認定に関する事項
- (2) 医学部学生の休学、復学、退学、転学、留学及び除籍に関する事項
- (3) 医学部特別聴講学生、外国人留学生、科目等履修生及び研究生に関する事項
- (4) 医学部学生の賞罰に関する事項
- (5) 医学部学生の生活指導に関する事項
- (6) 医学部学生の表彰・懲戒（他の規則等に定める事項を除く。）に関する事項
- (7) 医学部学生の福利厚生に関する事項
- (8) 医学部学生の保健管理に関する事項
- (9) 医学部学生の課外活動に関する事項
- (10) 医学部課外活動施設及び学生の福利厚生施設に関する事項
- (11) 医学部学生団体に関する事項
- (12) 医学部学生の進路及び就職に関する事項
- (13) 教員の能力開発（FD）の企画及び実施に関する事項
- (14) その他医学部学生の教務、学生生活及び就職に関し必要な事項に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学科長
- (2) 看護学科長
- (3) 医学部専任担当（医学科）の教授 6人
- (4) 医学部専任担当（看護学科）の教授 2人
- (5) 保健管理センター医学部分室長

(6) 保健管理センター医学部分室の専任担当教員

(7) 医学情報センター長

(8) 医学教育創造センター長

(9) 医療人育成支援センター長

(10) 医学部学生 若干人

2 前項第3号、第4号及び第10号に掲げる委員は、学部教授会の議を経て、学部長が委嘱する。

3 前条第1項第1号から第6号まで及び第12号の事項並びに個人情報を含む事項を審議する場合は、第1項第10号に掲げる委員は議事に加わらないものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第3号、第4号及び第10号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号から第9号までの委員の互選により充てる。

2 委員長は、委員会を招集して、議長となる。

3 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が前項の職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員（第3条第3項に規定する場合の第3条第1項第10号の委員を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会に、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医学部・病院事務部学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月4日から施行する。

附 則（平成19年3月20日規則第109号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月21日規則第148号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月31日規則第16号）

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年5月24日規則第14号）

1 この規則は、令和5年5月24日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第10号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。